

平成 23 年 11 月 4 日

宮城県公報第 2304 号別冊

変更に係る区画漁業権の免許の内容たる
べき事項等

号に係るものを次のとおり変更した。

宮城県公報第 1962 号別冊（定置漁業権及び区画漁業権の免許の内容たるべき事項等）に記載されてい
るものうち、公示番号が区第 2529 号、区第 2532 号、区第 2622 号から区第 2624 号まで、区第 2629
号から区第 2633 号まで、区第 2648 号、区第 2651 号、区第 2660 号から区第 2662 号まで及び区第 3365

公示番号	漁業種類	漁業の名前	漁業の時期	許容の内容	たるべき事項	制限又は条件		地元地区	存続期間
						漁場の位置	漁場の区域		
区第2529号	第1種 区則漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市鶴川漁港内堤角に設置した餌仕 基点甲 基点甲から 255度30分 490 メートルの点 イ 基点甲から 250度 480 メートルの点 エ 基点甲から 244度30分 710 メートルの点 基点甲から 248度30分 710 メートルの点	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に 結んだ線によって閉まれた区域	漁場の位置に夜間 識別可能な標識を設置 しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖にてして、 異常発生時の県への報告、発 症発生とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定し た漁業規則規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	石巻市鶴川漁港	平成24年2月1日から 平成25年8月31日まで	
区第2532号	のり養殖業	ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市十八成 浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に 結んだ線によって閉まれた区域	漁場の位置に夜間 識別可能な標識を設置 しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖にてして、 異常発生時の県への報告、発 症発生とされた場合の取扱い、 など遵守すべき事項を規定し た漁業規則規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	石巻市十八成浜	立	
区第2622号	畜がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から9月 30日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市鶴崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって閉まれた 区域	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって閉まれた 区域	漁場の位置に夜間識別可能な 標識を設置しなけれ ばならない。	石巻市鶴崎浜、鹿 立	立	
区第2623号	畜がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から9月 30日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市福島浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって閉まれた 区域	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって閉まれた 区域	漁場の位置に夜間識別可能な 標識を設置しなけれ ばならない。	石巻市福島浦	立	
区第2624号	畜がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から9月 30日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市福島浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって閉まれた区域	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって閉まれた区域	漁場の位置に夜間識別可能な 標識を設置しなけれ ばならない。	石巻市鶴崎北端 (ホラササキ)	立	
区第2626号	かき垂下式養殖業	9月1日まで 5月31日まで	石巻市鶴崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって閉まれた 区域	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって閉まれた 区域	漁場の位置に夜間識別可能可 能な標識を設置しな ければならない。	石巻市鶴崎浜	立	

公示番号	漁業種類	漁業の名稱	漁業の時間	漁場の位置	漁場区				地元他区	存続期間
					魚獲物	魚獲物	魚獲物	魚獲物		
区第2630号	管轄 区域漁業 区画漁業	かき垂下式養殖業 わかかみ垂下式養殖業	1日日から12日 31日まで 9月日から翌年 5月31日まで	石巻市御崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んで線によつて囲まれた区域	基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から イ 基点甲から ウ 基点甲から エ 基点甲から オ 基点甲から	236度30分 2,130 メートルの点 344度30分 1,570 メートルの点 347度30分 1,770 メートルの点 301度30分 1,890 メートルの点 302度30分 2,000 メートルの点	漁場ア、イ、エ、オ の位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市御崎浜、日 本海、東洋、北 海	平成24年7月17日から 平成25年8月31日ま で
区第2631号	かき垂下式養殖業	1月1日から6月12月 31日まで 9月日から翌年 5月31日まで	石巻市御崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んで線によつて囲まれた区域	基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から イ 基点甲から ウ 基点甲から エ 基点甲から オ 基点甲から	333度30分 2,470 メートルの点 336度 2,180 メートルの点 302度30分 2,040 メートルの点 304度30分 2,460 メートルの点	漁場ア、イ、エ、オ、 の位置に夜間識別可能な 標識を設置しなけれ ばならない。(エのみ光 電離3キロ メートル以上)	石巻市御崎浜	漁場イ、ウ、エ、オ、 の位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならな い。(エのみ光 電離3キロメートル以 上)	
区第2632号	かき垂下式養殖業 わかかみ垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月日から翌年 5月31日まで	石巻市御崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの各点を順次に結んで線によつて囲 まれた区域	基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から イ 基点甲から ウ 基点甲から エ 基点甲から オ 基点甲から カ 基点甲から キ 基点甲から	328度 2,730 メートルの点 325度30分 2,630 メートルの点 312度 2,630 メートルの点 299度 2,770 メートルの点 305度30分 3,270 メートルの点 315度30分 3,010 メートルの点 324度 2,890 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、 カ、キの各点を順次に結 んで線によつて囲 まれた区域	石巻市御崎浜 (ホラガサヤ)	漁場イ、ウ、エ、オ、 カの位置に夜間識別可 能な標識を設置しな ければならない。 (エのみ光 電離3キロメートル以 上)	
区第2633号	かき垂下式養殖業 わかかみ垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月日から翌年 5月31日まで	石巻市小竹浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んで線によつて囲 まれた区域	基点甲 石巻市小竹浜 ア 基点甲から イ 基点甲から ウ 基点甲から エ 基点甲から	297度30分 1,480 メートルの点 283度 2,070 メートルの点 296度30分 2,590 メートルの点 304度 2,480 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、 カの各点を順次に結 んで線によつて囲 まれた区域	石巻市小竹浜	漁場イ、ウ、エ、オ、 カの位置に夜間識別可 能な標識を設置しな ければならない。 (エのみ光 電離3キロメートル以 上)	
区第2634号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市小竹浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んで線によつて囲 まれた区域	基点甲 石巻市小竹浜防波堤基部 ア 基点甲から イ 基点甲から ウ 基点甲から エ 基点甲から オ 基点甲から	59度30分 2,110 メートルの点 77度30分 1,260 メートルの点 105度 1,640 メートルの点 118度 1,310 メートルの点 100度 1,080 メートルの点 126度30分 530 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、 カの位置に夜間識別可 能な標識を設置しな ければならない。 (エのみ光 電離3キロメートル以 上)	石巻市小竹浜		

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	許の内 容	漁場の位置	事 項			制限又は条件	地元地区	存続期間
						区域	漁場	区域			
区第2651号	第3種 区域漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市生源浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、ア、の各点を漁次に紹んで漁 によって囲まれた区域 基点甲 石巻市生源浜佐瀬浜漁港突堤 ア 基点甲から 136度30' 分 480 メートルの点 イ 基点甲から 168度 890 メートルの点 ウ 基点甲から 172度30' 分 1,180 メートルの点 エ 基点甲から 178度 1,360 メートルの点 オ 基点甲から 191度 1,260 メートルの点 カ 基点甲から 200度 80 メートルの点 キ 基点甲から 123度 210 メートルの点 ク 基点甲から 136度30' 分 250 メートルの点 基点甲から 132度 330 メートルの点	漁場A、カの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(光達距離 3キロメートル以上)	石巻市生源浜	平成24年2月7日から 平成25年8月31日ま で			
区第266号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市生源浜 尾崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、ア、の各点を漁次に紹んだ漁によって囲まれた区域 基点甲 石巻市生源浜電柱 ア 基点甲から 181度30' 分 90 メートルの点 イ 基点甲から 156度 390 メートルの点 ウ 基点甲から 170度30' 分 490 メートルの点 エ 基点甲から 218度 150 メートルの点	漁場A、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。(光達距離 3キロメートル以上)	石巻市生源浜					
区第2661号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市田代浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、ア、の各点を漁次に紹んだ漁によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜水道防波堤打台 ア 基点甲から 84度30' 分 550 メートルの点 イ 基点甲から 124度 990 メートルの点 ウ 基点甲から 168度30' 分 820 メートルの点 エ 基点甲から 168度30' 分 150 メートルの点	漁場A、イの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。(光達距離 3キロメートル以上)	石巻市田代浜					
区第2662号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市田代浜 鶴巣崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、ア、の各点を漁次に紹んだ漁によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ギシロ崎 ア 基点甲から 293度30' 分 460 メートルの点 イ 基点甲から 263度 280 メートルの点 ウ 基点甲から 245度30' 分 780 メートルの点 エ 基点甲から 263度 850 メートルの点	漁場A、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。	石巻市田代浜					
区第2665号	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	塙釜浦西 柱崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ア、の各点を漁次に紹んで漁によって囲ま れた区域 基点甲 塙釜浦西側漁港岸角 ア 基点甲から 265度 1,290 メートルの点 イ 基点甲から 278度30' 分 1,360 メートルの点 ウ 基点甲から 301度30' 分 1,300 メートルの点 エ 基点甲から 307度 1,270 メートルの点 オ 基点甲から 327度30' 分 1,110 メートルの点 カ 基点甲から 310度30' 分 210 メートルの点	漁場A、イ、ウ、エ、オ、カ の位置に夜間識別可能な黄色 の標識を設置しなければな らない。(光達距離 2 キロメー トル以上)	塙釜浦西 柱崎地先					